

第 1 章 総則

計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、県、市町村、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、県の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき新潟県防災会議が策定する新潟県地域防災計画のうち土砂災害に関する計画であり、本県地域における土砂災害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

新潟県地域防災計画は、本編の「土砂災害対策編」並びに別冊の「震災対策編」、「風水害対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」、「個別災害対策編」及び「資料編」で構成する。

3 関連計画との整合

この計画の策定に当たっては、国土強靱化基本法や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「新潟県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「新潟県石油コンビナート等防災計画」と十分な調整を図る。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第40条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

県、市町村及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

県、市町村及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

県、市町村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

7 用語の定義等

(1) 用語の定義は、「風水害対策編」と共通である。

(2) 県の関係部局及び県災害対策本部の関係部が複数にわたる場合、中心的な役割を果たすものを◎で示す。

8 その他

本編に定めのない対策は、「風水害対策編」の定めるところによる。